

清須市公式ツイッターアカウント運用ポリシー

(目的)

第1条 この運用方針は、ソーシャルメディアサービスを活用し、市の取り組みやイベント等の行政情報を発信するため、清須市公式ツイッターアカウント（以下「当アカウント」）の取得及び情報発信について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この運用ポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で140文字以内の文章を不特定多数のインターネット利用者に公開できる米国ツイッター社が提供する情報サービスをいう。
- (2) 清須市公式ツイッター 清須市が設置及び運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置及び運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに記事を投稿すること及び投稿された記事をいう。
- (5) フォロー 他のアカウントのツイートを受信するように登録することをいう。
- (6) リツイート 他のアカウントのツイートを引用して投稿することをいう。
- (7) リプライ 他のアカウントのツイートに返信することをいう。

(アカウント情報等)

第3条 ソーシャルメディアサービス名 ツイッター

2 アカウント名 kiyosu_city

3 アカウントURL https://twitter.com/kiyosu_city

(アカウント運営者)

第4条 当アカウントの運営者は、企画部人事秘書課とする。

(投稿者)

第5条 投稿者は、企画部人事秘書課秘書広報係とする。

(投稿時間)

第6条 情報を投稿する時間は、原則として勤務時間内（平日の午前8時30分か

ら午後5時15分まで)とする。ただし、この時間帯以外にも緊急を要する場合など必要に応じて投稿できるものとする。

(投稿内容)

第7条 清須市公式ツイッターに投稿する情報の種類と内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 市の取り組みやイベント等の行政情報
- (2) 前号に掲げるもののほか、企画部人事秘書課長が適当と認めるもの
(リプライ、フォロー、リツイート)

第8条 当アカウントへのリプライ、リツイート、ダイレクトメッセージ等を通じた個別の意見や問い合わせに対しては、原則として対応しないものとする。

- 2 当アカウントからのフォローやリツイートは、原則として行わないものとする。
(成りすましへの対応)

第9条 当アカウントを市ホームページに掲載し、成りすましでないことを証明するものとする。また、成りすましを発見した場合は、市ホームページにおいて情報を発信し、成りすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(著作権)

第10条 当アカウントから発信する記事、写真、その他データ類の著作権は、清須市に帰属するものとする。

- 2 当アカウントから発信する内容については、私的な使用又は引用等、著作権法(昭和45年法律第48号)上認められた場合及びツイッターの「リツイート」機能を使用する場合等、内容を改編せず、また、当アカウントからの出典である旨を明示する場合を除き、無断で転載または引用並びに複製することはできないものとする。

(免責事項)

第11条 当アカウントの投稿は、細心の注意を払って行うが、利用者に対し、情報の正確性、完全性、有用性を保証するものではない。

- 2 当アカウントの運営者は、当アカウントの投稿により生じた直接又は間接的な損失について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 清須市は、運用ポリシーの変更や運用方法の見直し、又は中止を予告すること

なくできるものとする。

(問い合わせ先)

第12条 この運用ポリシーに関する問い合わせ先は、清須市企画部人事秘書課とする。

附 則

この運用ポリシーは、平成26年2月1日から施行する。